

51	福祉保健局	地域の特性を踏まえた自殺対策の一層の強化
事業概要	<p>自殺は、個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることから、自殺対策には社会的取組が必要である。そのため、都は、保健、医療、福祉、教育、産業など様々な分野の関係機関・団体と連携しつつ、総合的な自殺対策を推進していく。</p> <p>自殺総合対策東京会議 自殺問題に関する普及啓発 ゲートキーパーの養成 こころといのちの相談・支援 東京ネットワークの構築 未遂者支援 かかりつけ医による「うつ」の診療体制の強化 夜間こころの電話相談事業 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～の設置 遺族に対する支援 地域自殺対策緊急強化事業</p>	
これまでの経過	<p>平成19年度事業開始 平成19年7月、自殺総合対策東京会議を設置 平成21年3月、東京における自殺総合対策の基本的な取組方針を策定 平成21年12月、東京都地域自殺対策緊急強化基金を設置</p>	
現在の進行状況	<p>自殺総合対策東京会議 平成24年2月に自殺総合対策東京会議を実施 自殺問題に関する普及啓発 平成23年9月、平成24年3月に「自殺防止！東京キャンペーン」を実施 ゲートキーパーの養成 ゲートキーパー養成研修を都保健所等で実施 こころといのちの相談・支援 東京ネットワークの構築 多摩地域の各圏域及び区における基礎的な地域ネットワークの構築を推進するとともに、日野市、荒川区、墨田区の取組を強化モデルとして支援 未遂者に対する支援 未遂者支援事業を救急医療機関委託により実施 かかりつけ医による「うつ」の診療体制の強化 かかりつけ医への「うつ」に関する研修を医師会委託により実施 夜間こころの電話相談事業 平成19年4月から、平日のみ実施していた相談受付を休日にも拡大 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～の設置 平成23年4月15日より相談時間延長を実施（受付時間午後2時から午後9時30分までであったが、翌朝午前5時30分まで延長） 遺族に対する支援 わかちあいの会を開催、遺族支援研修を平成23年11月に実施 地域自殺対策緊急強化基金の活用 基金を活用した市町村補助事業及び民間団体補助事業を実施</p>	
今後の見通し	<p>「東京における自殺総合対策の基本的な取組方針」に基づき、事業を実施していく。 「地域自殺対策緊急強化基金」を活用し、ネットワークの構築や区市町村及び民間団体の自殺対策事業推進等、都の自殺対策を実施していく。</p>	
問い合わせ先	福祉保健局 保健政策部 保健政策課	電話 03-5320-4310